

○厚生労働省令第三百十号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の七、第五十条の五第二号、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の十一第一項、第五十三条の二第一項及び第九十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(労働金庫が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 次号ロに掲げる事由に関する共済契約又は損害共済契約(一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約(次号に規定する傷害共済契約を除く。))をいう。以下この項及び第六十条第一項第五号において同じ。)のうち、その共済金が住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。)(に係る債務の返済の支援に充てられることを目的として共済契約者又は被共済者の所得を補償するもの</p> <p>七 傷害共済契約(次に掲げる事由に関し、一定額の共済金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約をいう。以下この項及び第六十条第一項第五号において同じ。)若しくは損害共済契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。))に発生した事由に関し共済金が支払わ</p>	<p>(労働金庫が共済代理店として共済契約の募集を行うことのできる場合)</p> <p>第十四条 法第十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済代理店である消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号。以下「令」という。))第二条に規定する労働金庫(以下「労働金庫」という。))又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件(第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件)のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 次号ロに掲げる事由に関する共済契約又は損害共済契約(一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約(次号に規定する傷害共済契約を除く。))をいう。以下この項において同じ。)のうち、その共済金が住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。)(に係る債務の返済の支援に充てられることを目的として共済契約者又は被共済者の所得を補償するもの</p> <p>七 傷害共済契約(次に掲げる事由に関し、一定額の共済金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約をいう。以下この項において同じ。)若しくは損害共済契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。))に発生した事由に関し共済金が支払われるもの又は生命共済契約の</p>

れるもの又は生命共済契約のうち、海外旅行期間における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関するもの

イゝホ (略)

八ゝ十一 (略)

2ゝ6 (略)

(資産の部の区分)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 次に掲げる資産 流動資産

イゝト (略)

(削る)

升 (略)

二・三 (略)

四 (略)

イゝホ (略)

うち、海外旅行期間における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関するもの

イゝホ (略)

八ゝ十一 (略)

2ゝ6 (略)

(資産の部の区分)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イゝト (略)

升 (略)

次に掲げる繰延税金資産(税効果会計(貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。をいう。以下同じ。))の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。))の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。))

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて一年内に取り崩されると認められるもの

リ (略)

二・三 (略)

四 次に掲げる資産 その他固定資産

イゝホ (略)

へ 繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）
（削る）

（削る）

ト （略）
五 （略）
四 （略）

（負債の部の区分）
第八十二条 （略）
2 （略）

一 （略）
イ くり （略）
（削る）

くり （略）

へ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ト （略）
五 （略）
四 （略）

（負債の部の区分）
第八十二条 （略）
2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一 次に掲げる負債 流動負債

イ くり （略）
又 次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）
(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの
くり （略）

二 (略)

イハ (略)

ニ 繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。)

(削る)

(削る)

ホ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号又は掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト (略)

(繰延税金資産等の表示)

第九十条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(削る)

2| 前項の規定にかかわらず、法第十条第一項第四号の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合の貸借対照表等については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示することを妨げない。

3| 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

二 次に掲げる負債 固定負債

イハ (略)

ニ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの
ト (略)

(繰延税金資産等の表示)

第九十条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2| 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、法第十条第一項第四号の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合の貸借対照表等については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示することを妨げない。

4| 連結貸借対照表に係る前三項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)
第六十条 (略)

一〇四 (略)

五 当該認可申請に係る共済が第三分野共済の共済契約(傷害共済契約又は損害共済契約のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約(共済契約のうち再共済契約以外のものをいう。))に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。)(共済期間が一年以下の共済契約(当該共済契約の更新時において共済掛金その他契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。))及び傷害共済契約(第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係るものに限る。))その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。以下の条、第六十七号第七号及び同条第八号において同じ。)を含む場合にあつては、当該第三分野共済の共済契約に関する第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書

2 (略)

一〇四 (略)

五 第五十五条第一項第三号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書(第三分野共済の共済契約に関する当該事項を変更する場合に限る。)

3 (略)

(通常の前測を超える危険に対応する額)
第六十六条の三 (略)

(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)
第六十条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

2 法第四十条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

3 (略)

(通常の前測を超える危険に対応する額)
第六十六条の三 法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事

一 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）（次号に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクを除く。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

一の二 第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

二・三 （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（共済事業の運営に関する措置）
第百六十七条 （略）

一～五 （略）

六 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約しない共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、当該更新後の共済契約について、共済掛金その他の契約内容の変更をする場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

七 基礎率変更権（共済契約締結時の共済掛金計算の基礎となる共済事故の発生率（以下この号及び次号において「予定発生率」という。）について、実際の共済事故の発生率（以下この号及び次号において「実績発生率」という。）が共済契約締結時の予測と相違し、又は今後明らかに相違することが見込まれるため、予定発生率を変更して共済掛金又は共済金の額の変更を

故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（新設）

二・三 （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前三号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前三号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

（共済事業の運営に関する措置）
第百六十七条 共済事業を行う組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五 （略）

（新設）

（新設）

行う権利のことをいう。以下この号において同じ。）を第五十五条第一項第二号に掲げる事項として定める第三分野共済の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 共済契約の内容を変更する場合の要件（基礎率変更権行使基準（予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、基礎率変更権を行使して法第四十条第五項の規定に基づく認可を申請する場合の基準をいう。以下同じ。）を含む。）、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期

ロ 予定発生率の合理性

八 前号に定める第三分野共済の共済契約に関し、共済募集人が、一年ごとに、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準の該当の有無

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準の該当の有無に関し、参考となる事項

九 (略)

(責任準備金の積立て)

第二百七十九条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 第六十六条の三第一号に掲げる共済リスクに備える異常危険準備金

二 第六十六条の三第一号の二に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備える異常危険準備金

(新設)

六 (略)

(責任準備金の積立て)

第二百七十九条 (略)

2・3 (略)

4 異常危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 共済リスクに備える異常危険準備金

(新設)

共済契約に 一〇九 (略)	項目	記載事項
	(略)	

別表第三(第二百九条第一項第三号ハ関係)

三 (略)

5 (略)

(共済計理人の選任を要しない組合の要件)
第九十条 (略)

一 (略)

二 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約する共済契約であつて共済の数理の知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないこと。

三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
第二百九条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 法第五十条の十二第一項第一号の確認(第三分野共済の共済契約に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

六・七 (略)

二・三 (略)

共済契約に 一〇九 (略)	項目	記載事項
	(略)	

別表第三(第二百九条第一項第三号ハ関係)

二 (略)

5 (略)

(共済計理人の選任を要しない組合の要件)
第九十条 法第五十条の十一第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

六・七 (略)

二・三 (略)

関する指標	十 第三分野共済の共済契約に係る給付事由又は共済事業の種類ごとの、発生共済金額（共済金支払に係る事業経費等を含む。）の経過共済掛金（当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。）に対する割合（再共済又は再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。）
(略)	(略)

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
(略)	(略)
法第五十条の五第二号に係る細目	一 (略) 二 第百六十六条の三第一号の二に掲げる額 三、五 (略)

関する指標	(新設)
(略)	(略)

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
(略)	(略)
法第五十条の五第二号に係る細目	一 (略) (新設) 二、四 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に消費生活協同組合法施行規則第九十条に規定する要件に該当している組合に係る同条の適用については、この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第九十条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新規則別表第三（共済契約に関する指標の項目の第十号の規定に限る。）の規定の適用に当たっては、新規則第二百九条第一項第三号ハ中「直近の二事業年度」とあるのは、「直近の事業年度」と読み替えることができる。

4 新規則別表第五の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百七十一号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六条の二、第百六十六条の三及び第百七十九条第五項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月三十一日から適用する。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(出資金、準備金等の計算) 第四条の三 規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産(規則第八十一條第三項第四号へに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)の不算入額(以下「不算入額」という。)は、責任準備金(法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)、支払備金(法第五十條の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。)、価格変動準備金(法第五十條の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。)、契約者割戻準備金(規則第八十九條に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。)及び評価・換算差額等(規則第八十四條第一項第一号ロに規定する評価・換算差額等をいう。)に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零)とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(出資金、準備金等の計算) 第四条の三 規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産(規則第八十一條第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)の不算入額(以下「不算入額」という。)は、責任準備金(法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)、支払備金(法第五十條の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。)、価格変動準備金(法第五十條の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。)、契約者割戻準備金(規則第八十九條に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。)及び評価・換算差額等(規則第八十四條第一項第一号ロに規定する評価・換算差額等をいう。)に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零)とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 規則第六十六條の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 税効果相当額 任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式により得られる額(繰延税金資産の額が零である特定共済組合(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。)の場合には零)</p>

A (略)
 t 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第二号ニに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 (略)
 5 10 (略)

(リスクの合計額)
 第四条の四 (略)

$$\frac{[(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2]^{1/2}+R_5+R_6}{\text{備考 (略)}}$$

(略)
 R₅ 経営管理リスク相当額（規則第六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）
 R₆ 三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規則第六十六条の三第一号の二に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)
 第四条の五 (略)

一 (略)

$$\{[(A^2+B^2)^{1/2}+E+F]^2+C^2+D^2+G^2\}^{1/2}$$

(算式略)
 備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとす。

A (略)
 t 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第一号又ニに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 (略)
 5 10 (略)

(リスクの合計額)
 第四条の四 規則第六十六条の三に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\frac{[(R_1)^2+(R_2+R_3)^2]^{1/2}+R_4+R_5}{\text{備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。}}$$

(略)
 R₅ 経営管理リスク相当額（規則第六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）
 (新設)

(各リスクの計算)
 第四条の五 規則第六十六条の三第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\{[(A+B)^2+C^2]^{1/2}+D+E+H+I)^2+F^2+G^2+J^2\}^{1/2}$$

備考 (略)

A 普通死亡リスク相当額
(削る)

B 生存保障リスク相当額
(削る)

(削る)

C 火災リスク相当額

D 自動車リスク相当額

E 傷害リスク相当額

F その他のリスク(生命)相当額

G その他のリスク(損害)相当額

2| 二 巨大災害リスク(前号A、B及びFに掲げるリスクに係るものを除く。)相当額として、別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうちいずれか大きい額

規則第六十六條の三第一号の二に掲げる額は、別表第一の二の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算するものとする。

$A+B+C+D+E$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A ストレステスト(別表第十八のストレステストをいう。

以下同じ。)の対象とするリスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 災害入院リスク相当額

D 疾病入院リスク相当額

E その他のリスク相当額

3| 10| (略)

(異常危険準備金の積立基準)

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 生存保障リスク相当額

D 災害入院リスク相当額

E 疾病入院リスク相当額

F 火災リスク相当額

G 自動車リスク相当額

H 傷害リスク相当額

I その他のリスク(生命)相当額

J その他のリスク(損害)相当額

2| 9| (新設)
二 巨大災害リスク(前号AからEまで及びIに掲げるリスクに係るものを除く。)相当額として、別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうちいずれか大きい額

2| 9| (略)

(異常危険準備金の積立基準)

第六条 (略)

- 一 (略)
- 二 生存保障リスク 当該事業年度末の年金(確定年金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。))支払う年金をいう。以下同じ。))を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。))その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第二号において同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額
- (削る)
- 三 (略)
- 四 その他のリスク(生命) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号及び第二号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額
- 五 その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事

第六条 規則第七十九条第四項第一号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金I」という。))は、共済事業規約に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- 一 (略)
- 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額(不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額
- 三 生存保障リスク 当該事業年度末の年金(確定年金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。))支払う年金をいう。以下同じ。))を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。))その他の生存保障リスクが発生していない共済契約を除く。第七条第一項第三号において同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額
- 四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額(災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額
- 五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額(疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。))に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額
- 六 (略)
- 七 その他のリスク(生命) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に千分の三十四を乗じて得た額
- 八 その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事

- 業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約（規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約のうち同項第十号に掲げる事由に関するものに係る共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約を除く。次項第五号、第七条第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第一備考第八号及び別表第一の二備考第二号において同じ。）以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第三号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額（規則第四百七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅲ」という。）は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。）
- 一 ストレステストの対象とするリスク 次条第二項第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。）
 - 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡（不慮の事故による死亡をいう。以下同じ。）に係る危険共済金額に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額
 - 三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりを支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・三を乗じて得た額
 - 四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりを支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の〇・七五を乗じて得た額
 - 五 その他のリスク 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第二号から第四号まで及び前項第一号から第三号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額

（新設）

3 規則第七十九條第四項第三号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

4 異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ又は異常危険準備金Ⅲのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができないものとする。

（異常危険準備金の積立限度）
第七條（略）

- 一（略）
（削る）
- 二（略）
（削る）
（削る）
- 三（略）
- 四 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号及び第二号に掲げるリスクに係るものを除く。）に

2 規則第七十九條第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

（異常危険準備金の積立限度）
第七條 異常危険準備金Ⅰの積立は、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

- 一（略）
災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
- 二（略）
- 三（略）
- 四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額
- 五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額
- 六（略）
- 七 その他のリスク（生命） 共済事業規約に定める額（共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（第一号から第五号までに掲げるリスクに係るものを除く。）に千分の三百四十を乗じて得た額）

千分の三百四十を乗じて得た額)

五| その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約以外の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第三号に掲げるリスクに係るものを除く。)に二を乗じて得た額)

2| 異常危険準備金Ⅲの積立ては、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額を限度とする。

一| ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率が同じ契約区分ごとに別表第十八の表に掲げる区分に基づき算出した額

二| 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三| 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額

四| 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額

五| その他のリスク 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、第三分野共済の共済契約について、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第二号から第四号まで及び前項第一号から第三号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に千分の三百四十を乗じて得た額)

3| 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第三項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第八条 異常危険準備金Ⅰ及び異常危険準備金Ⅲは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)

八| その他のリスク(損害) 共済事業規約に定める額(共済事業規約に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(第六号に掲げるリスクに係るものを除く。)に二を乗じて得た額)

(新設)

2| 異常危険準備金Ⅱの積立ては、第六条第二項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第八条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一・二 (略)

3| 2
(略)

前二項の規定にかかわらず、異常危険準備金Ⅰ、異常危険準備金Ⅱ及び異常危険準備金Ⅲについて、前事業年度末の積立残高の額が当該事業年度末の積立限度額を超える場合は、当該超える額を取り崩さなければならない。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

備考

一～三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。）の平均額をいう。

2
(新設)
(略)

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
(略)	(略)	(略)
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	○・〇〇六%
(略)	(略)	(略)
災害入院リスク	災害入院共済金額×予定平均給付日数	○・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金額×予定平均給付日数	○・七五%
(略)	(略)	(略)

備考

一～三 (略)

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。

- 五・六 (略)
- 七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、普通死亡リスク及び生存保障リスクに係る額を除いた額とする。
- 八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、第三分野共済の共済契約以外の共済契約を対象とし、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。
- 九・十 (略)

別表第一の二(第四条の五第二項関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
ストレステストの対象とするリスク	異常危険準備金積立限度額	十%
災害死亡リスク	危険共済金額	〇・〇〇六%
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・七五%
その他のリスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十四%

備考
一 「リスク対象金額」は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

- 五・六 (略)
- 七 「その他のリスク(生命)」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。
- 八 「その他のリスク(損害)」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。
- 九・十 (略)

(新設)

二 「その他のリスク」の対象金額は、第三分野共済の共済契約を対象とし、普通死亡リスク、生存保障リスク、火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、災害死亡リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

三 「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四 「平均正味発生共済金額」は、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下この備考において同じ。）の平均額をいう。

五 前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。

六 「その他のリスク」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

七 「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあっては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

別表第二 (略)

別表第三 (第四条の五第三項及び第六条第三項関係) (略)

別表第四 (第四条の五第四項関係) (略)

別表第二 (略)

別表第三 (第四条の五第二項及び第六条第二項関係) (略)

別表第四 (第四条の五第三項関係) (略)

別表第五 (第四条の五第四項関係) (略)	別表第五 (第四条の五第三項関係) (略)
別表第六 (第四条の五第四項関係) (略)	別表第六 (第四条の五第三項関係) (略)
別表第七 (第四条の五第五項関係) (略)	別表第七 (第四条の五第四項関係) (略)
別表第八 (第四条の五第五項関係) (略)	別表第八 (第四条の五第四項関係) (略)
別表第九 (第四条の五第六項関係) (略)	別表第九 (第四条の五第五項関係) (略)
別表第十 (第四条の五第七項第一号及び第二号関係) (表略)	別表第十 (第四条の五第六項第一号及び第二号関係) (表略)
備考	備考
一 第四条の五第四項の規定による規則第六十六条の三第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。	一 第四条の五第三項の規定による規則第六十六条の三第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。
二 四 (略)	二 四 (略)
別表第十一 (第四条の五第七項第一号及び第二号関係) (略)	別表第十一 (第四条の五第六項第一号及び第二号関係) (略)
別表第十二 (第四条の五第七項第三号イ関係) (略)	別表第十二 (第四条の五第六項第三号イ関係) (略)
別表第十三 (第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)関係) (表略)	別表第十三 (第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係) (表略)
備考	備考
一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目	一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目

に残存交換回数に乗じるものとする。

二 (略)

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第七項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四〇七 (略)

別表第十四 (第四条の五第八項関係) (略)

別表第十五 (第四条の五第九項第一号関係) (略)

別表第十六 (第四条の五第九項第二号関係) (略)

別表第十七 (第四条の五第十項関係) (略)

別表第十八 (第四条の五第二項及び第七条第二項第一号関係)

I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。

2. 危険発生率A テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の子測を超える範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

3. 危険発生率B テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の子測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

4. ストレステスト 危険発生率A及び危険発生率Bを使用して、第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度の算出を行うことをいう。

に残存交換回数に乗じるものとする。

二 (略)

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四〇七 (略)

別表第十四 (第四条の五第七項関係) (略)

別表第十五 (第四条の五第八項第一号関係) (略)

別表第十六 (第四条の五第八項第二号関係) (略)

別表第十七 (第四条の五第九項関係) (略)

(新設)

5. 基準日 ストレステストを行う事業年度末をいう。
6. 将来給付額 共済金の将来の支出額の累計額をいう。
7. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のことをいう。
8. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のことをいう。
9. P 予定発生率を基に算出した将来給付額をいう。
10. A 危険発生率Aを基に算出した将来給付額をいう。
11. B 危険発生率Bを基に算出した将来給付額をいう。

II. 危険発生率の算出

危険発生率A及び危険発生率Bの算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は、共済事故の発生率の変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間（少なくとも十年間行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超え十年間未満の場合は当該残存期間）の各事業年度において、過去の共済事故の実績の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。
 - ① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出すること。
 - ② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとにストレステストを実施することとするが、給付事由、リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめてストレステストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。

2. 危険発生率Aは、1の一定の確率を九十九%として設定すること。

3. 危険発生率Bは、1の一定の確率を九十七・七%として設定すること。

Ⅲ. 算出要領

第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度は、次に掲げる基準及び表により算出するものとする。

1. ストレステストを実施するに当たっては、2から4までに掲げる基準のほか、組合の理事会において定めたリスク管理方針に従った明確な管理規定に基づいて実施するものとする。なお、ストレステストを行う方法について変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して同じ方法を使用するものとする。

2. P、A及びBの算出に当たっては、以下に留意することとする。

① 危険発生率以外の計算基礎については、算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

② 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。

③ 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出する。

④ ③の算出の際、基準日前六箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における

保有契約高を利用して③の算出を行ってよいものとする。
この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

区分	第七条第二項第一号の規定に基づくストレステストの対象とするリスクに係る異常危険準備金Ⅲの積立限度
$P \geq A$	0
$A > P \geq B$	$A - P$
$B > P$	$A - B$

3. ストレステストに使用した重要な要素は、全て完全かつ適切に文書化されていること。

4. 次に掲げる共済契約等は、ストレステストの対象外とする。

- ① 共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）
- ② 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約
- ③ 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付

○厚生労働省告示第三百七十二号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月三十一日から適用する。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>9 この告示において「第三分野共済の共済契約」とは、傷害共済契約(規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約をいう。以下同じ。)又は損害共済契約(規則第十四条第一項第六号に規定する損害共済契約をいう。)のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約(共済契約のうち再共済契約以外のもをいう。)に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金(規則第一百七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)が積み立てられるものをいう。</p> <p>10 この告示において「負債十分性テスト」とは、別表に掲げる基準により、将来の収支を想定し、責任準備金の積立てを将来にわたって維持できるかを確認することをいう。</p> <p>(責任準備金の積立ての確認) 第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「一号収支分析」という。)を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを確認しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第三分野共済の共済契約の責任準備金の健全性の確認) 第七条の二 第三分野共済の共済契約について、法第五十条の十二</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(新設) 2・3 (略)</p> <p>(新設) 2・3 (略)</p> <p>(責任準備金の積立ての確認) 第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「一号収支分析」という。)を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金(規則第一百七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)の積立水準が十分であることを確認しなければならない。</p> <p>(新設) 2・3 (略)</p>

第一項第一号に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、第三条の規定による確認を行うものとする。

(負債十分性テストにより追加的な責任準備金の積立てが必要となつた場合の確認)

第七条の三 負債十分性テストにより追加的な責任準備金を積み立

てる必要があると認められた契約区分(過去において追加的な責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責任準備金契約区分」という。)がある場合の第三条の規定による確認においては、負債十分性テストの実施期間における当該追加責任準備金契約区分の共済事故の発生率として、別表に定める危険発生率を使用するものとする。

2| 前項の確認においては、第四条第四項から第六項までの規定にかかわらず、追加責任準備金契約区分の責任準備金及び当該追加責任準備金契約区分の一部又は全部が属する共済事業の種類についての当該追加責任準備金契約区分以外の責任準備金それぞれについて、一号収支分析を行うものとする。

3| 共済計理人は、前項の規定にかかわらず、当該追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が、追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられないことを確認できる場合には、合理的な別の方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられない根拠を附属報告書に記載しなければならない。

第九条 (事業継続基準の確認)
(略)

(新設)

第九条 (事業継続基準の確認)
(略)

2 (略)

3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第四号へに規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。

$$\frac{[(R_1+R_6)^2+(R_4)^2]^{1/2}+R_2}{\text{備考 (略)}}$$

(略)

R₄ 資産運用リスク相当額（規則第六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

R₆ 三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規程第四條の五第二項に掲げる額をいう。）

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次に掲げる額の合計額とする。

- 一 (略)
- 二 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 評価差額金に係る繰延税金負債（税効果会計（規則第八十条第三項第四号へに規定する税効果会計をいう。）の適用により負債として計上される金額をいう。）に相当する額

5 (略)

(三号収支分析の前提)

2 (略)

3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。

$$\frac{[(R_1)^2+(R_4)^2]^{1/2}+R_2}{\text{備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。}}$$

(略)

R₄ 資産運用リスク相当額（規則第六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

(新設)

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 (略)
- 二 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ〜ハ (略)

ニ 評価差額金に係る繰延税金負債（税効果会計（規則第八十条第三項第一号に規定する税効果会計をいう。）の適用により負債として計上される金額をいう。）に相当する額

5 (略)

(三号収支分析の前提)

第十一条 (略)

一、六 (略)

七、劣後性債務については、その約定に従って利息を支払うものとすること。

八、(略)

2 (略)

別表

I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。

2. 危険発生率 テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

3. 将来給付額 共済金の将来の支出額の累計額をいう。

4. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のことをいう。

5. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のことをいう。

II. 危険発生率の算出

危険発生率の算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならぬ。

1. 危険発生率は、共済事故の発生率変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間(少なくとも十年間行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超え十年間未満の場合は当該残存期間)の各事業年度において、過去の共済事故の実

第十一条 三号収支分析の前提は、次に規定するところにより設定

しなければならない。

一、六 (略)

(新設)

七、(略)

2 (略)

(新設)

續の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。

① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出すること。

② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとに負債十分性テストを実施することとするが、給付事由、リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめて負債十分性テストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。

2. 危険発生率は、1の一定の確率を九十七・七％として設定すること。

Ⅲ・負債十分性テストを行う共済契約の区分の選出

1. 負債十分性テストを行う共済契約（6に掲げる共済契約等を除く。）の区分は、①が②を上回る契約区分（危険発生率の算出において複数の契約区分をまとめた場合は当該契約区分）とする。

① 危険発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

② 予定発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

2. 将来給付額の算出に当たっては、危険発生率以外の計算基礎には算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

3. 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。

4. 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに見測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。

5. 4の算出の際、基準時点前六箇月を超えない期間において仮基準時点を設け、当該仮基準時点までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準時点における保有契約高を利用して4の算出を行ってよいものとする。この際、当該仮基準時点から基準時点までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

6. 次に掲げる共済契約等は、負債十分性テストの対象外とする。

① 共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）

② 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約

③ 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であつて、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付

IV. 負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な共済の数理の方法を用いて実施するものとする。なお、実績値を用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。

1. 負債十分性テストを行う期間は、少なくとも十年間とする。

2. 新契約高は、見込まないものとする。
3. 事業経費は、新規契約締結に係る事業経費を控除した直近年度の事業経費を基に保有契約の状況を反映したものとする。
4. 共済事故の発生率は、危険発生率とする。
5. 死亡率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の死亡率の平均値とする。ただし、実績データが少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定死亡率の算出に用いたデータ等を共済契約の群団の特性や生存保障性を考慮した補正を行った上で、使用することができる。
6. 金利は、少なくとも第六条第二項第一号に定めるシナリオを含まなければならないものとする。
7. 共済契約の継続率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の共済契約の継続率の平均値とする。
8. 外貨建資産の資産運用収益及び資産配分等資産運用の状況は、直近年度の実績を基に合理的に設定したものとする。
9. 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、考慮しないものとする。
10. 割戻金の状況は、直近年度の割戻金の状況とする。
11. 負債十分性テストを行った結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金不足相当額（当該不足額の割引現在価値が最大値となるもの）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。